

北区男女共同参画行動計画 第6次アゼリアプラン中間の見直し 概要

○第6次アゼリアプラン中間の見直しの背景

- 新型コロナウイルス感染症拡大は、女性の生活や雇用に大きく影響。男女共同参画・ジェンダー平等が進んでいなかったことが顕在化。
- 各国の男女格差を測るジェンダーギャップ指数は、日本はG7の中で最下位。男女の賃金格差は依然として大きい。
- ワークライフバランス実現のためには、男性中心型労働慣行の見直しが喫緊の課題。
- 性の多様性への理解促進の取組みが進むなど、誰もが個を認め合い差別のない人権尊重社会の実現が期待されている。

国の動き

- 第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月)
- 改正候補者男女均等法成立(令和3年6月)
- AV出演被害防止・救済法施行(令和4年6月)
- 改正女性活躍推進法施行(令和4年7月)
- 改正育児・介護休業法施行(令和4年10月)
- 時代の流れと共に多様化・複合化した問題に対応するため「困難女性支援法」が成立(令和6年4月施行) など

東京都の動き

- 東京都男女共同参画推進総合計画(令和4年3月)
- 審議会等における女性委員の割合が4割に到達(令和4年8月)
- 東京都パートナーシップ宣誓制度開始(令和4年11月) など

北区の動き

- 北区基本計画2020(令和2年3月)
- 北区特定事業主行動計画2020(令和2年3月)
- 北区子ども・子育て支援計画2020(令和2年3月)
- 北区子どもの未来応援プラン(修正版)(令和3年7月)
- 多文化共生行動計画改定(令和4年3月)
- 北区パートナーシップ宣誓制度開始(令和4年4月)など

○第6次アゼリアプラン中間の見直しの方針

- 1 社会状況や国の動き、プランの進捗状況等を踏まえ、目標及び課題等の大きな見直しは行わずに、取組み及び事業の見直しを行う。
- 2 取組みに時間や多くの資源等が要すると考えられるものについては、次期計画の策定時に検討する。

○見直しの内容(抜粋) 取組数 87→ 89 事業数 227→ 229

目標1「人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会」

①課題1「配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援」

- ◆ 取組No.5「相談事業の充実」
女性のためのLINE相談に関する文言を追加。(取組内容修正)

②課題2「性別等にかかわる人権侵害防止への取組み」

- ◆ 取組No.16「メディアの持つ特性の理解促進」
SNS書き込みによる性犯罪や人権侵害が発生しているため、情報モラル教育に関する文言を追加する。(取組内容修正)

③課題3「生涯を通じた心と体の健康支援」

- ◆ 取組No.18「女性の健康支援」
年齢とともに変化していく、女性特有の健康問題についての相談事業を追加。(取組追加、事業追加)

④課題4「性の多様性の理解促進」

- ◆ 取組No.26「性の多様性の正しい理解のための意識啓発」(取組内容修正)
- ◆ 取組No.27「性的少数者の相談体制の充実」(取組内容修正)
- ◆ 取組No.28「北区パートナーシップ宣誓制度の取組」
(取組追加、事業追加)

目標2「ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会」

①課題1「ワーク・ライフ・バランスの推進」

- ◆ 取組No.29「ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援」国や東京都の認定制度の取得を目指す企業を支援(取組内容修正)
- ◆ 取組No.32「男性の働き方に対する意識改革に向けた啓発」産後パパ育休に関する文言追加。(取組内容修正)

②課題2「子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援」

- ◆ 取組No.36「困難を抱える家庭への支援」
新型コロナ感染拡大の影響で女性の雇用情勢が悪化し、困難を抱える家庭に支援を行う。
(取組内容修正、事業追加)

目標3「あらゆる分野で女性が活躍する地域社会」

①課題1「女性活躍のための環境整備」

- ◆ 取組No.43「女性活躍推進法に基づく協議会の運営」関係機関と連携し、課題解決を行う。(取組内容修正)

目標4「男女があらゆる分野で学び参画する地域社会」

取組の見直し 修正なし

計画を推進するためのしくみ

取組の見直し 修正なし